

昭和六十一年政令第二百四十号

中小企業投資育成株式会社法第五条第二項
第一号の額を定める政令

内閣は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十
八年法律第百一号）第五条第二項第一号の規定
に基づき、この政令を制定する。

中小企業投資育成株式会社法第五条第二項第
一号の政令で定める額は、十億円とする。

附則

この政令は、昭和六十一年七月一日から施行
する。

附則（平成三年七月二十六日政令第二
四
五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年七月二十二日政令第三
七
七号）

この政令は、公布の日から施行する。